



国際商事仲裁における早期却下手続の活用可能性 - 本案に関する証拠評価に踏み込んだ却下判断への展 望を中心として-

角田, 雄彦

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2019-09-25

(Date of Publication)

2020-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7571号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007571>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名 角田雄彦

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当

学位論文の題目 国際商事仲裁における早期却下手続の活用可能性
— 本案に関する証拠評価に踏み込んだ却下判断への展望を中心として —

審 査 委 員 主 査 教 授 齋藤 彰

教 授 中野俊一郎

教 授 青木 哲

日本の民事訴訟手続の理解を基礎とする場合、「訴えの利益」は訴訟要件の問題であるためその欠缺は訴え却下判決（訴訟判決）の対象となり、「主張自体失当」な請求であれば証拠調べを経ずに棄却し、「主張自体失当」な抗弁であれば証拠調べを経ずに却下し得る。したがって、簡易な判断がなされるのは攻撃防御方法に理由がないことが明らかな場合に限定されるそれらは本案に関する証拠の評価を経ることなく攻撃防御方法に理由のないことが明らかな場合に限定されとの理解に傾きやすい。しかしこうした理解に基づいて国際仲裁の実務を行うことに一定のリスクがあることを、論者は丹念に論証する。

SIAC 仲裁規則や HKIAC 仲裁規則における早期却下手続は、ICSID 仲裁規則における同種手続に関する条文を参考にしており、ICSID の判断例では「事実に関する事項でなく、法的障害（legal impediment）を問題としなければならない」。しかしそうした判断例でも当該主張事実の信用性がどの程度審査されなければならないかは明確でなく、法的利益存否の審査と事実問題とが不可分であることも指摘されている。

また、ICSID 仲裁規則の早期却下の申立ては仲裁開始時から 30 日間と極めて短期に限定されるのに対し、国際商事仲裁における早期却下は、申立時期に制限がない場合も多く、判断資料となり得る主張・証拠も極めて広範に及びことがある。この制度を先駆的に導入した SIAC では、訴訟における「motion to dismiss」や「summary judgement」の要件論を参考にして解釈されるべきことが規則改正に関わった関係者から指摘され、英米の近時の判断傾向を見る限りでも本案に関する一定の証拠評価に踏み込んだ判断がなされている実態がある。したがって、国際商事仲裁の簡易判断手続においても、本案の証拠評価に一定程度踏み込んだ運用が確立されていく可能性があると論者は警告する。

もっとも国際商事仲裁における簡易判断手続については、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)5 条 2 項(b)号との関係で早期却下などの簡易判断手続に基づく仲裁判断の執行に支障が生じないようにするためには、執行国の公序に反しない手続保障を備えたものと評価される必要がある。そのために、執行が想定される主要国の国内訴訟における簡易判断手続に相当する手続における要件がどのようなものであるかを考慮する必要があると生じる。そのために、国際商事仲裁という領域においても独自の要件論を構築するのがそれほど容易とはいえず、その審査基準の形成には具体的な個別事案処理を通じた実務運用の蓄積を待つ必要があることも否定できない。

以上のような問題意識に基づいて、本論文は ICSID 仲裁や英米国内訴訟における簡易判断手続に関する先例を詳細に検討し、本案に関する証拠の評価に一定程度踏み込んだ運用が国際商事仲裁において用いられる可能性を具体的に検証する。

まず ICSID 仲裁と国際商事仲裁の異同について、ICSID 仲裁の多数の判断例が分析される。前者では法を適用する入口において抽象的解釈によって判断されるべき論点も多く、そうした場面を中心として簡易判断手続が展開されてきた。こうした純粋な法律問題として法規の抽象的な解釈を先行させるため、簡易判断手続を利用することの重要性は高かったといえる。

これに対して国際商事仲裁では、それが広範な仲裁可能性が認められることを前提として当事者間の仲裁合意に基づいて行われるため、本案に関する論点を中心となる傾向があり、ICSID 仲裁と比較して管轄に関する複雑な問題が提起される頻度は比較的に低い。適用法規も、当事者間で準拠法が明確に合意されているのが通常であり、それが特定国の国内法であることがから、その先例に依拠した解釈がなされる。

したがって ICSID 仲裁のように仲裁廷が独自に適用法規を解釈しなければならない場面が生じることは少ないが、その反面として契約に関連する幅広い紛争が扱われるため、判断対象となる権利義務関係も、極めて広範なものとなりえる。このように国際商事仲裁における簡易判断手続を実効的に運用するには、主張された事実をそのまま真実と仮定して判断するだけでは足りず「信用性を欠く、根拠薄弱である、濫訴的である、不正確である、又は、不誠実になされているとみなした事実主張については、それらを額面通りに受け止める必要はない」という対応が必要であり、そのために事実評価に深く踏み込む英米における簡易判断手続を参照した取り組みを進める必要があると、論者は指摘する。

論者は、以上の考察を踏まえた上で、国際商事仲裁における早期判断手続の運用が、本案に関する証拠の評価を経ることなく攻撃防御方法に理由のないことが明らかになる場合に限定されるとは言い切れないことを説得的に示した上で、そのことが持つ実務に対する意義にも言及する。そうした具体例として、論者は次の(1) 請求に対して出訴期限の抗弁を根拠とする早期却下の申立てがなされたのに対し、再抗弁として出訴期限の抗弁提出が禁じられる理由に関する主張がなされ、早期却下の理由がないとの反論がなされた場合に請求の早期却下がなされる余地があるか、(2) 約定損害賠償条項に基づく損害賠償請求に対して懲罰的損害賠償に該当して強制可能性がないとの抗弁が提出された場合に、この抗弁は早期却下の対象となし得るか、(3) 完全合意条項を含む契約に基づく事案において、契約書での記載とは異なる口頭合意がなされていたとして当該合意に基づく主張が提出された場合に、完全合意条項や口頭証拠排除法則の適用を主張して当該主張の早期却下を求め得るかについて検討している。

こうした詳細な検討を通じて、論者は国際商事仲裁における早期却下制度においては英米法における「motion to dismiss」や「summary judgement」に影響を受けた運用がなされる可能性は低くないと結論する。また、その結果として、それを日本の民事訴訟において請求や抗弁が「主張自体失当」と評価される場合と同様に捉える立場に対しては、国際商事仲裁手続を理解する上で誤解を招く可能性も否定できないと結論する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本における民事訴訟に関する実務と理論との両面に深く関わり、英米法を含めた海外の民事訴訟手続についても広範な知識を有する論者が、国際商事仲裁機関による最近の仲裁規則において次々と導入された早期却下手続のこれからの具体的な運用を予測することを目的としておこなった研究の成果である。全体として10万字を超える大作であり、ICSID仲裁や国際商事仲裁の判断例が多数取り上げられ、詳細な検討がなされている。また仲裁判断に限らず、各国の裁判例なども詳しく取り上げられており、それらはこの分野の研究にとっての基礎資料としても重要な意義を有する。

早期却下制度は、国際商事仲裁における審理期間の長期化や手続費用の増大に対応するための一つの方策として最近注目を集めている。その意味において、それは国際商事仲裁における緊急仲裁手続や簡易手続等の採用とも深く関連するものである。国家の裁判所による訴訟においても、アメリカ合衆国におけるサマリジャジメントは、同様の意味において重要な役割を果たしてきた。またイングランドにおいてもケースマネジメントに与えられた手続上の重要性が高められてきている。このように利用者の要望に応えた効率的な民事紛争解決の運営に向けた対応は広く世界中で見られるものであるが、論者はこうした展開をも考慮に入れた広い視野に立って、この問題を研究テーマとして取り上げている。そうした論者の問題意識は、時代を踏まえた適切なものとして高く評価できる。

わが国の民事訴訟において、利用者の需要に応えるための手続改革の視点はまだ十分には意識されてきていないようにも見える。特に英米法における民事訴訟がこうした問題に意を尽くしてきたことへの理解はまだ十分ではないであろう。国際商事仲裁においては英米法系の法律家が関与することが多く、早期却下制度の運用においてもサマリジャジメントをはじめとする英米法系の訴訟制度の影響が強く及ぶことは十分に予期できるところである。現在わが国が、国際商事仲裁の振興に力をいれようとしていることを考慮すると、論者が指摘するように、国際仲裁機関がその規則により導入を進める早期却下制度が、わが国の民事訴訟法において請求や抗弁を「主張自体失当」と評価する場面と同様のものであるとする理解が無批判に浸透することには、国際商事仲裁の実務の今後の展開を見誤る一定の危険性が潜んでいるように思われる。

論者がこの問題を、英米法の深い理解に根ざした比較法的な視点から明らかにし、日本の法律関係者に警鐘を鳴らしたことには、この場面に限定されない重要な意義も見出される。民事紛争解決の発展において、国際仲裁コミュニティが共有する問題意識や英米法における訴訟手続の進展は、日本の法律関係者もさらに深い関心をもってフォローしていく

必要があり、この研究はそうしたことの重要性を示している。

以上に指摘したように、本論文が有する問題意識と丹念な検証によって得られた結論は高く評価されるべきものである。

あえて本論文の問題点を示せば、論文全体の理論的な流れを明確に示すための構成が十分に練られていないことが指摘できるように思われる。もちろんこの点は、本論文が使う豊富な情報やそこで展開された詳細で多岐にわたる分析をも考慮に入れば無理のないところでもある。しかし本論文が有する価値ある成果を多くの読者が共有するためには、その改善が強く望まれる点であり、論者への今後の課題としてここに書き止めることとした。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である角田雄彦氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和元年 8 月 31 日

審査委員 主査 教授 齋藤 彰

教授 中野俊一郎

教授 青木 哲